

奈良市奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本市において若者の定住促進を図るため、奨学金の返還を行う者に対し、予算の範囲内において、奈良市奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）又は高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第一種学資貸与金又は第二種学資貸与金をいう。
- (3) 就業 次のいずれかに該当することをいう。

ア 期間の定めのない労働契約に基づき本社又は主たる事業所が本市にある法人に直接雇用されていること。

イ 本市で自ら事業を営んでいること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第5条の規定による交付申請等を初めてしようとする日（以下「初回交付申請日」という。）において、次のいずれにも該当すること。

ア 初回交付申請日の属する年度の前年度までに大学等を卒業（修了を含む。以下同じ。）していること。なお、大学院における博士課程を満期退学又は単位取得後退学した者については、当該課程を修了したものとみなす。

イ 初回交付申請日の属する年度の末日において、年齢が29歳以下であること。

- (2) 第5条の規定による交付申請等をしようとする日（以下「交付申請日」という。）において、次のいずれにも該当すること。

ア 本市に住所を有すること。

イ 就業していること。

ウ 交付申請日から起算して、3年以上本市に居住する意思を有していること。

エ 自ら奨学金を返還し、奨学金の返還を滞納していないこと。

オ 本市の市税を滞納していないこと。

カ 奨学金の返還に関する他の補助金等の交付を受けていないこと。

- (3) 大学等の在学中に奨学金の貸与を受けていたこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としなない。
- (1) 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する国家公務員又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する地方公務員をいう。）として雇用されている場合
 - (2) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等である場合
 - (3) 勤務先における事業内容が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する場合
 - (4) その他市長が適当でないと認めた場合
（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、交付申請日の属する年の前年の1月1日から12月31日までの期間において、申請者が奨学金を返還した額に相当する額（利子相当分を含み、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「返還相当額」という。）とし、1月当たり3万円（当該奨学金の返還方法が年賦又は半年賦の場合は、年間返還額を12で除した額を1月当たりの額とみなす。）を限度とする。

- 2 繰上返還による奨学金の返還額は、前項に規定する返還相当額に含まないものとする。
- 3 補助金の交付が複数年度にわたる場合、各年度の補助金を合算した額は、補助対象者1人につき200万円を限度とする。
- 4 補助金の交付の対象となる返還月数は、補助対象者1人につき通算して84月を限度とする。
（交付申請等）

第5条 申請者は、奈良市奨学金返還支援補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるとき又は第3条第1項ただし書の規定により特別の事情があると認められたときは、当該書類を省略させることができる。

- (1) 大学等を卒業していることを証明する書類の写し（初回申請時に限る。）
 - (2) 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類の写し（初回申請時に限る。）
 - (3) 在職証明書（別記第2号様式）又は自営業申立書（別記第3号様式）
 - (4) 誓約書（別記第4号様式）
 - (5) 奨学金の返還額、返還残額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付申請は、申請者1人につき通算して7回まで行うことができる。ただし、初回交付申請日の属する年度が大学等を卒業した日の属する年度の翌年度である場合に限り、通算して8回まで行うことができる。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請等があった場合においては、速やかにその内容を審査し、補助金の交付決定及び額の確定をしたときは奈良市奨学金返還支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第5号様式）により、補助金の不交付を決定したときは奈良市奨学金返還支援補助金不交付決定通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、奈良市奨学金返還支援補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金について独立行政法人日本学生支援機構が代理受領する権限を有すると認める場合、独立行政法人日本学生支援機構に対して補助金を交付するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、令和7年12月23日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年8月3日から施行する。

別記
第1号様式（第5条関係）

年 月 日

奈良市奨学金返還支援補助金交付申請書兼実績報告書

（宛先）奈良市長

（フリガナ）
（申請者） 氏 名
電話番号

奈良市奨学金返還支援補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請するとともに実績を報告します。

記

申請回数	回目	初回申請年度	年度
住所	〒 奈良市		
生年月日	年 月 日		
大学等名称	学部・学科等		
入学年月	年 月	卒業年月	年 月
奨学金の種別	☐ 1 日本学生支援機構奨学金 第1種奨学金（無利子） ☐ 2 日本学生支援機構奨学金 第2種奨学金（有利子）		
借入金額	（総額） 円		
奨学金返還実績 （申請日の前年分の 実績を記入）	返還月	金額（円）	返還月 金額（円）
	1 月		7 月
	2 月		8 月
	3 月		9 月
	4 月		1 0 月
	5 月		1 1 月
	6 月		1 2 月
	返還額合計		
交付申請額	円		

支払先に関する同意

☐ 同意してチェック	私は、独立行政法人日本学生支援機構に奈良市奨学金返還支援事業補助金を代理受領する権限を付与しますので、補助金の支払先が当該法人となることを確認しました。
-----------------------------------	--

添付資料

- | |
|--|
| 1 大学等を卒業していることを証明する書類の写し（初回申請時に限る。）
2 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類の写し（初回申請時に限る。）
3 在職証明書（別記第2号様式）又は自営業申立書（別記第3号様式）
4 誓約書（別記第4号様式）
5 奨学金の返還額、返還残額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し
6 その他市長が必要と認める書類 |
|--|

在職証明書

被雇用者	氏 名	
	住 所	
勤 務 地	事業所名	
	所 在 地	
	電話番号	
就職年月日	年 月 日	
雇 用 形 態	正規雇用（期限に定めのない労働契約を締結）	
備 考		

上記のとおり相違ないことを証明します。

雇 用 主	年 月 日
	(〒 ー)
	所 在 地
	事業所名
	代表者名
	電話番号

自営業申立書

事業所等名		
事業所等の所在地	〒	
事業内容（具体的に記載してください。）		
家族以外の従事者	☐ 有（ 人） ☐ 無	

上記のとおり相違ないことを証明します。

申立者	年 月 日		
	（〒 — ）		
	住 所		
	氏 名		
	電話番号		

添付資料 次のいずれかの書類の写しを添付すること

☐ 確定申告書 ☐ 個人事業の開業届 ☐ 営業許可証 ☐ 法人登記簿 ☐ その他

誓 約 書

奈良市奨学金返還支援補助金の申請に当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 交付申請日において、奈良市内に住所を有し、交付申請日から起算して3年以上居住する意思があります。
- 2 私の世帯の住民票及び戸籍の附票について、申請に係る内容の審査のために必要な限度において閲覧されることに同意します。
- 3 奈良市税に滞納はありません。
また、私の市税納付状況について、申請に係る内容の審査のために必要な限度において調査されることに同意します。
- 4 奨学金返還に関する他の補助金を受給していません。
- 5 私又は勤務先が奈良市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団等でないことを確約します。

また、必要な場合には、都道府県警察本部に照会することに同意し、当該事項に関する書類の提出を奈良市から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

- 6 申請内容に虚偽又は不正があった場合、速やかに本補助金を返還します。

年 月 日

申請者

住所 _____

氏名 _____

奈良市奨学金返還支援補助金交付決定通知書兼確定通知書

指令第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

奈良市長

年 月 日付けで交付申請等のあった奈良市奨学金返還支援補助金については、次の
とおり交付を決定し、及び補助金の額を確定したので、奈良市奨学金返還支援補助金交付要綱第 6 条
の規定により通知します。

補 助 金 の 交 付 確 定 額	円
補 助 対 象 金 額	円

奈良市奨学金返還支援補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

奈良市長

年 月 日付けで交付申請等のあった奈良市奨学金返還支援補助金については、次の理由により不交付とすることと決定したので、奈良市奨学金返還支援補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

理 由	
-----	--

年 月 日

奈良市奨学金返還支援補助金交付請求書

（宛先）奈良市長

（フリガナ）
（補助事業者） 氏 名
電話番号

奈良市奨学金返還支援補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求内容

補助年度	年度	補助金の名称	奈良市奨学金返還支援補助金
交付請求額	円		

なお、私は、独立行政法人日本学生支援機構に奈良市奨学金返還支援補助金を代理受領する権限を付与しますので、当該法人の指定する口座に振込み願います。